

## 相続制度をめぐる新たな動き

## —相続税改正 2 年目の影響と 40 年ぶりの改正が決まった相続法—

宮本 佐知子

## ■ 要 約 ■

1. 相続に対する関心が高まっている。人口動態上、相続を経験する人が増えていることが背景にある。加えて、地価の大幅下落等への対応や格差の固定化防止等の観点から、相続税が 2015 年から改正されたことや、高齢社会の実情を反映するために、民法の相続に関する規定（相続法）が 40 年ぶりに改正されることになり、広く耳目を集めていることも挙げられる。本稿では、まず 2018 年夏に公表された 2016 年の相続税統計の分析結果を示し、次に 2018 年 7 月に決定された相続法改正の注目点を示した上で、金融機関への示唆を検討する。
2. 相続税については、2015 年からの改正では、現行制度の下で初めて基礎控除額が引き下げられたため相続税課税対象者が増加し、課税割合は 2015 年に続いて 2016 年も過去最高を更新した。課税割合が増加した地域は、大都市圏のみならず地方圏でも増えており、総じて相続税改正の影響は更に広がっている。
3. 相続法については、今般の改正では、残された配偶者が生活に困窮することを防ぐための仕組み作りが進められることになった。高齢社会の実情に合わせ、遺留分侵害額請求権や預貯金の仮払い制度など、相続をめぐる揉め事を回避しやすくする仕組みも整えられた。相続人以外の親族に対しても、故人の介護をめぐり認められにくい部分を補う配慮もなされた。この他、自筆証書遺言を法務局で保管し情報の管理を行う制度も新設されることになった。
4. 多くの金融機関では、相続資産市場を重要な戦略市場に位置づけていることから、相続制度をめぐる新たな動きには注目しておくべきである。これらの改正は、総じて多くの人に影響が及び、相続を意識する人も一層増えていると考えられる。金融機関では、このような個人顧客側での意識の高まりを踏まえ、相続税および相続法の改正に係る正確な情報を提供することと、その上で、相続・贈与をめぐる顧客の金融ニーズを丁寧に引き出し、個々人の事情を踏まえた適切な提案を行うことが重要である。

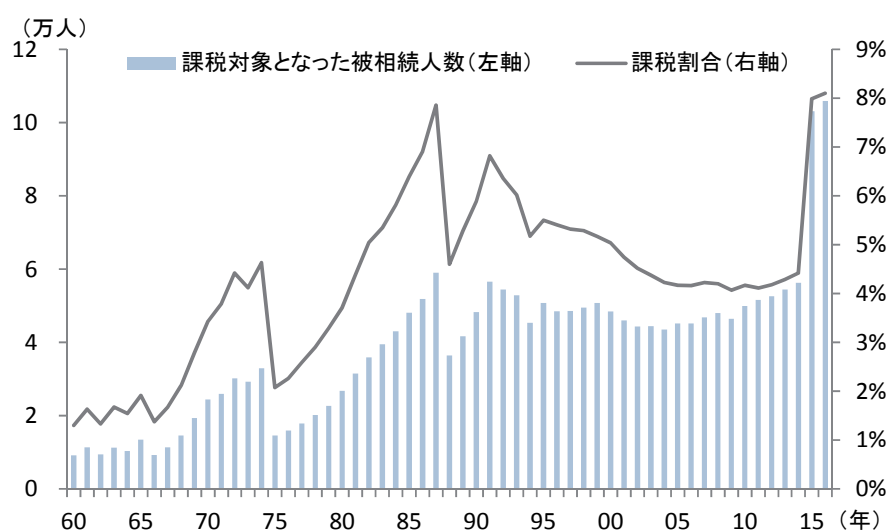
## I 相続税改正 2 年目の影響：課税割合が過去最高を更新

はじめに 2018 年夏に公表された 2016 年の相続税統計で、日本全体での課税状況を確認する。相続税が改正されて 2 年目を迎え、総じてその影響が更に広がったことを示す内容となっている。

### 1. 課税割合が過去最高を更新

2016 年中（2016 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日）に亡くなられた方（被相続人数）は 131 万人であり、前年から 1.3% 増加した。このうち、相続税の課税対象となった被相続人数は 10.6 万人であり、前年から 2.8% 増加した。被相続人のうち課税対象となった被相続人の割合（課税割合）は 8.1% であり、現行課税方式の下では過去最高となった（図表 1）。

図表 1 相続税の課税対象となった被相続人数と課税割合の推移



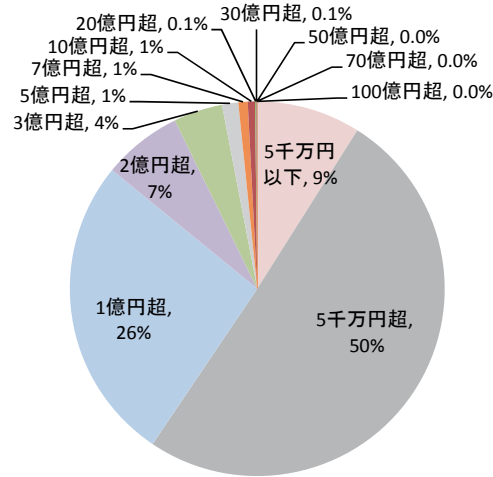
(出所) 国税庁統計情報より野村資本市場研究所作成

### 2. 相続財産は 1.6% 増、被相続人 1 人当たり 1 億 3,980 万円

2016 年の相続財産（課税価格<sup>1</sup>）は 14 兆 8,021 億円であり、前年から 1.6% 増加した。被相続人 1 人当たりの平均課税価格は 1 億 3,980 万円だが、課税価格階級別の被相続人の分布を見ると、課税価格階級 1 億円以下の被相続人は全体の 59% を占める（図表 2）。相続税改正により、特に課税価格階級 1 億円以下の階層で課税対象となる人が増えている。

<sup>1</sup> 課税価格とは、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人などへの生前贈与財産価額を加えたもの。

図表 2 課税価格階級別の被相続人の分布 (2016 年)



(出所) 国税庁統計情報より野村資本市場研究所作成

### 3. 相続税の納付者である相続人数は 2.2% 増、納付税額は 3.1% 増

2016 年の相続税の納付者である相続人数は 23.8 万人であり、前年から 2.2% 増加した。また、2016 年の納付税額は 1 兆 8,679 億円であり、前年から 3.1% 増加した。相続税改正により納付税額は増加しており、2016 年度一般会計税収に占める相続税の割合は 3.8% である<sup>2</sup>。

### 4. 相続財産のうち「現金・預貯金等」の増加が続く

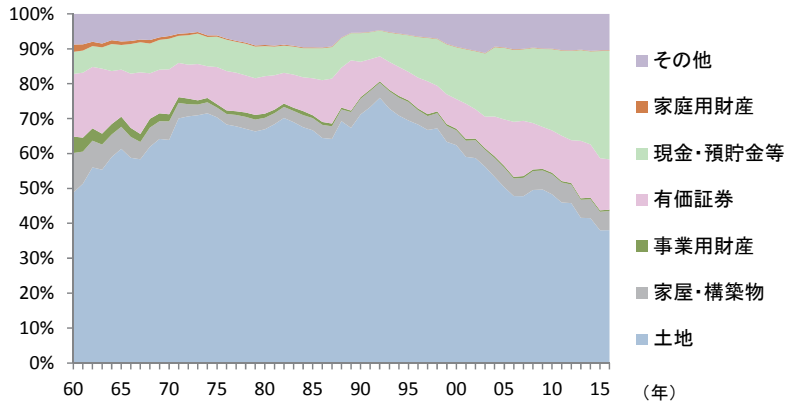
2016 年の相続財産のうち、金額が多い財産は順に「土地」(38%)、「現金・預貯金等」(31%)、「有価証券」(14%) である(図表 3)。「土地」はこれまでも常に最大の相続財産となってきたが、近年の傾向として相続財産に占める「現金・預貯金等」の増加が続いている。

この傾向は国税局別に見ると顕著であり、「現金・預貯金等」が増加し「土地」を逆転する現象が広がっている。例えば、札幌国税局では 2008 年から最大の相続財産が「現金・預貯金等」へ替わり、2016 年時点では相続財産の 44% を占める。この他、仙台、金沢、大阪、広島、高松、福岡の各国税局でも、2015 年以降は最大の相続財産が「現金・預貯金等」へ替わり、2016 年には熊本国税局が続いた。その結果、2016 年統計では 12 国税局のうち 7 国税局で最大の財産が「現金・預貯金等」になっている。

このような現金・預貯金等の増加は、デフレ下での資産の選択肢として有利だっただけでなく、長寿化が進展する一方で社会保障制度などへの不安が高まる中で、老後の様々なリスクに対処できる金融商品が乏しいことも一因と考えられる。

<sup>2</sup> 財務省「平成 28 年度租税及び印紙収入決算額調」による。

図表 3 相続財産の金額の構成比の推移



(出所) 国税庁統計情報より野村資本市場研究所作成

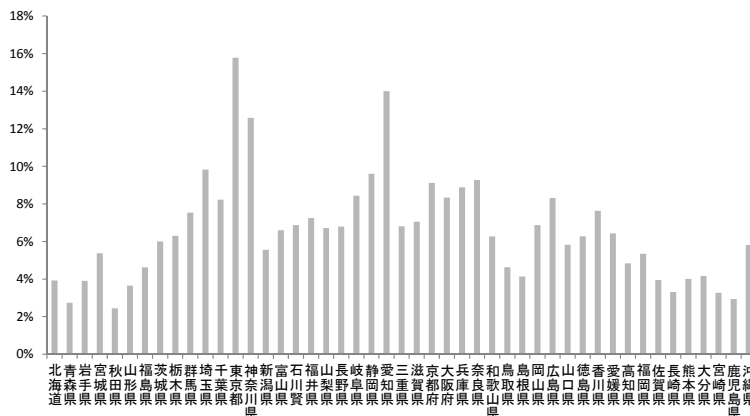
## Ⅱ 地域別にも一層広がりを見せる相続税改正 2 年目の影響

### 1. 都道府県別の課税状況

次に、相続税統計を地域別に精査する。2016 年の相続税統計を基に都道府県別の課税割合を比べたものが図表 4 である。課税割合が最も高いのは東京都 (15.8%) であり、最も低いのは秋田県 (2.4%) である。課税割合は総じて富裕層人数が多い大都市圏では高くなる傾向がある。

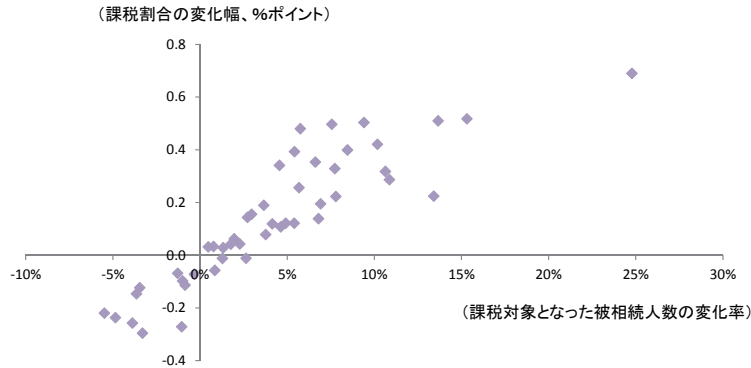
2015 年からの変化に注目し、課税対象となった被相続人数の変化率と課税割合の変化幅を示したものが図表 5 である。特に大きな変化が見られたのは熊本県であり、課税対象となった被相続人数が 25%、課税割合が 0.7%ポイント上昇した。次いで変化が大きかったのは佐賀県、鳥取県である。相続税改正 2 年目を迎え、大都市圏だけでなく地方圏でも影響の大きくなった都府県が増えている。

図表 4 都道府県別の課税割合 (2016 年)



(出所) 各国税局統計情報等より野村資本市場研究所作成

図表 5 都道府県別の課税状況の変化



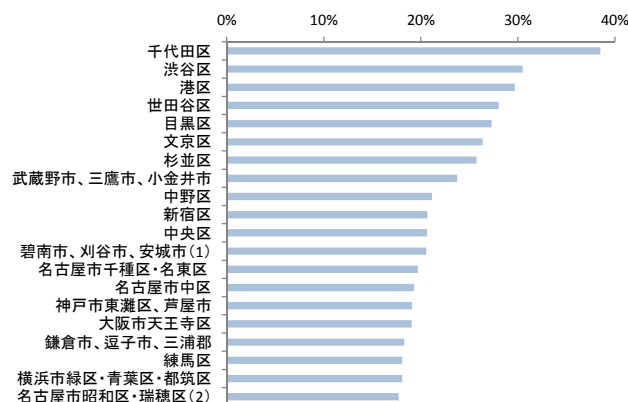
(注) 2015 年から 2016 年の変化。  
 (出所) 各国税局統計情報等より野村資本市場研究所作成

## 2. より詳細な地域別の影響

全ての都道府県について、より詳細な地域別（市・区別）の課税割合を算出したところ、課税割合の差は都道府県別に見た時よりも大きくなった。図表 6 は、課税割合が特に高い地域を抽出した結果である。課税割合が最も高い東京都千代田区では、被相続人のうち 3 人に 1 人以上は課税対象となっており、その割合は 2015 年よりも更に高まった。また、大阪府大阪市には課税割合が高い地区が多く、2016 年は同市天王寺区が課税割合の高い地域トップ 20 に入ったが、実は大阪市下は区ごとに課税割合の差が大きく、最大で 17% ポイントの開きがある。

このトップ 20 の地域については順位変動も見られた。2016 年は、愛知県碧南市・刈谷市・安城市等や名古屋市千種区・名東区、兵庫県神戸市東灘区・芦屋市が、課税割合や順位を大きく上げた。また、2015 年は圏外だったが 2016 年にはトップ 20 に入った地域は、大阪府大阪市天王寺区、東京都練馬区、神奈川県横浜市緑区・青葉区・都筑区である。

図表 6 相続税の課税割合が高い地域トップ 20 (2016 年)



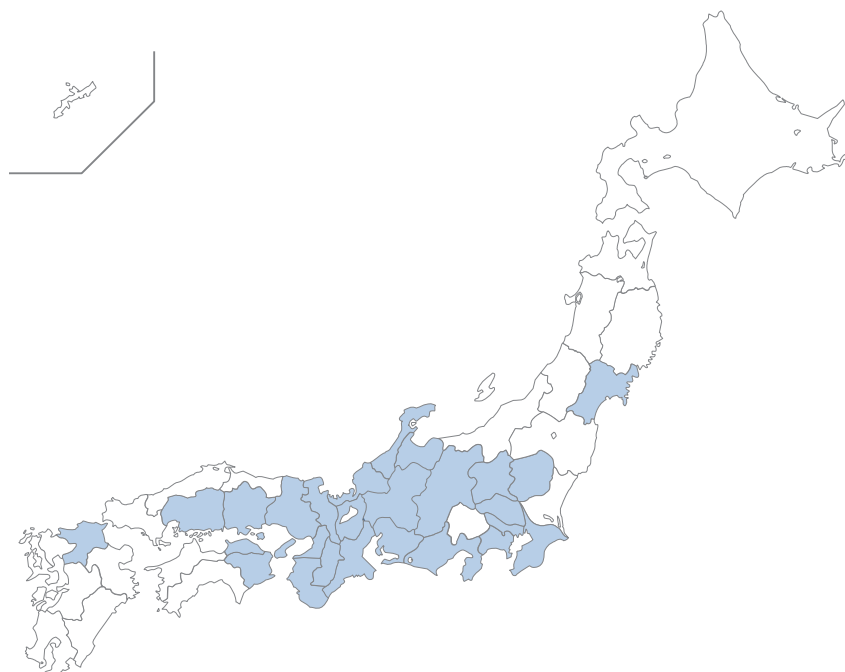
(注) 1. 区名の前に都市名がないのは東京都。  
 2. 港区は離島を含まないで計算。  
 3. (1)は知立市、高浜市を、(2)は天白区、日進市、長久手市、愛知郡を含む。

(出所) 各国税局統計情報等より野村資本市場研究所作成

同一都道府県内でも、地域によって大きな差が生じている。各都道府県内において、課税割合が最も高い地域は県庁所在地であることが多いが、県庁所在地の他にも同様に課税割合が高い地域が複数ある場合や、神奈川県の鎌倉市・逗子市・三浦郡、兵庫県の芦屋市、千葉県の市川市・浦安市のように、県庁所在地を大きく上回る地域がある場合も少なくない。そのため、都道府県別に見ると全国平均値を上回るのは 12 都府県しかないが、地域別に見ると全国平均値を上回る地域を含むのは 26 都府県にのぼる（図表 7）。後者は 2016 年には新たに富山県が加わった。

さらに、地域別の課税割合について 2015 年からの変化に注目すると、2016 年に課税割合が大きく上昇したのは仙台市を筆頭とする宮城県に多く、課税割合の変化幅が大きい上位 10 地域のうち 5 地域を占める。また、大阪市の中でも 2015 年の課税割合が高かった地域は、2016 年も課税割合が大きく上昇した。この他、滋賀県草津市・守山市等も 2016 年の課税割合が大きく上昇した。

図表 7 相続税の課税割合が高い地域を含む都道府県（2016 年）



(注) 相続税の課税割合が全国平均値を上回る地域を含む都道府県を青色で示した。  
 (出所) 各国税局統計情報等より野村資本市場研究所作成

### Ⅲ 40 年ぶりの改正が決まった相続法

相続税は 2015 年から改正されたが、民法の相続に関する規定である相続法も、1980 年以来約 40 年ぶりに大きく変わることになる。2018 年 7 月 6 日、「民法及び家事事件手続き法の一部を改正する法律案」および「法務局における遺言書の保管等に関する法律案」が参院本会議で可決、成立した。

今般の相続法改正は、高齢化の進展等で社会経済情勢が変化する中で、高齢社会の実情を反映した制度とすることを目的としており、注目される点は下記の通りである（図表 8）。

## 1. 「配偶者居住権」と「配偶者短期居住権」の新設

「配偶者居住権」と「配偶者短期居住権」が新設される。これは、残された配偶者の生活を守ることを重視し、自宅の権利を所有権と居住権に分けることで、所有権が別の相続人のものになっても配偶者が住み続けることができるようにするものである。原則として配偶者が亡くなるまで権利を行使できるが、権利の譲渡や売買はできない。居住権の評価額は平均余命などを基に算出され、一般に配偶者が高齢であるほど低く所有権よりも安くなるよう設定されるため、配偶者は他の財産も相続しやすくなる。

現行では、遺言がなく配偶者と子 1 人で遺産を分ける場合、配偶者の取り分は 2 分の 1 となる。遺産が 3,000 万円の住居と 3,000 万円の預貯金であれば、配偶者の取り分は 3,000 万円だが、配偶者が今の住居に住み続けるために所有権を得ると、預貯金は相続できず、その後の生活に不安が残る。そこで、配偶者居住権を新設し 1,000 万円と仮定すれば、配偶者の預貯金の取り分は増えるため、その後の生活の安定につながることになる。

また、婚姻期間が 20 年以上の夫婦であれば、配偶者が生前贈与や遺言で譲り受けた居住用建物や敷地は、原則として遺産分割の対象から外すことができるようになる。これにより、遺産分割のために住み慣れた家を売却せざるを得ないケースが減少することにつながる。前述の例を用いれば、新たな制度の下では遺産は預貯金 3,000 万円だけとなるため、配偶者は 3,000 万円の住居に加えて、現金 1,500 万円を相続できる。

相続税統計によると、相続財産のうち「土地」と「家屋・構築物」は相続財産の 4 割を占めている（前掲図表 3）。住居に係るこれらの法改正は、多くの人に影響が及ぶと見られる。

## 2. 預貯金の仮払い制度の新設

預貯金の仮払い制度が新設される。現行では、金融機関は遺産分割協議が成立するまでは原則として、被相続人の遺産の払い戻しや名義変更に応じていない。それにより、遺族の生活費を十分に確保できなかつたり、葬儀費用の支払いに支障がでるケースも生じうる。そこで、遺産分割前に生活費などを故人の預貯金から引き出しやすくする制度が新設されることになった。相続人全員の合意によって一部分割できることが明文化されたほか、相続人全員の合意がなくても金融機関の窓口で一定金額（預貯金額の 3 分の 1×法定相続分）<sup>3</sup> まで引出すことが認められる。また、相続人の間で調停中であっても、家庭裁判所に一部分割を申請することもできる。

そのため、遺族は当面必要な資金について、故人の預貯金の一部で手当しやすくなる。

<sup>3</sup> 標準的な当面の必要生計費や平均的な葬式費用などの事情を勘案し、金融機関ごとに法務省令で定める額を限度とする。

### 3. 自筆証書遺言制度の見直し

自筆証書遺言制度が見直され、法務局が保管及び情報の管理を行う制度が新設される。終活への関心の高まりから、近年は自筆証書遺言を作成する人も増えているが、自筆証書遺言を作成するには全文を自書しなくてはならず、誤字などによるトラブルも起きていた。そこで、自筆証書遺言の方式が緩和され、財産目録については自書ではなくパソコンなどで作成することも認められることになる。

また現行では、自筆証書遺言が相続から何年も経過した後に発見され遺産分割協議がやり直しになったり、発見した人が変更したり破棄してしまい遺言が執行されなくなるリスクもある。そこで、自筆証書遺言の保管制度が新設され、自筆証書遺言を法務局で保管できるようにし、相続人が遺言の有無を調べることもできるようになる。

さらに、現行では家庭裁判所での自筆証書遺言の検認が終わらなければ遺言を執行できないが、新制度の下で自筆証書遺言を法務局へ預けた場合は、検認手続きが不要となる。

そのため、今般の改正により自筆証書遺言の利便性が高まり、個々人が自らの意思を遺すための選択肢が広がることになる。

### 4. 遺留分制度の見直し

遺留分制度が見直された。相続法によると、故人が遺言を残した場合はそれに基づいて遺産を分けることになるが、法定相続人には最低限の権利として遺留分が保障されている。現行では、権利を侵害された人が遺留分を取り戻す請求（遺留分減殺請求）を申し立てると、全ての財産が相続人全員による共有状態となり、遺産配分はその後の協議に委ねられ、調停や訴訟になれば争いが長期化してしまう。そこで、遺留分制度が見直され、「遺留分侵害額請求」により遺留分侵害額に相当する分を金銭で受け取ることができるようになる。

また、遺留分減殺対象となる生前贈与の範囲についても、現行では期間の制限はないが、今般の改正により相続開始前10年間に限定されることになる。

そのため、遺留分をめぐる争いが生じた場合、金銭による解決を進めやすくなる。また、個人間だけでなく、中小企業の事業承継も円滑に進めやすくなることにもつながろう。

### 5. 相続人以外の親族の貢献に配慮

相続人以外の親族の貢献に配慮する方策も講じられた。相続権のない親族が被相続人の療養看護を行った場合でも、現行では遺言がない限り、遺産を分配されることはない。今般の改正により、相続権のない親族でも介護などに尽力していれば、相続人に対して特別寄与料として金銭を請求できるようになる。

そのため、例えば義父を介護してきた息子の妻などが、特別寄与料として相続人に金銭を請求できるようになる。



## 6. 今後の予定

今般の改正については、原則として交付日から1年以内の政令で定める日から施行される。ただし、自筆証書遺言の方式緩和については2019年1月13日から、配偶者の居住権および自筆証書遺言の保管制度については公布日から2年以内の政令で定める日から施行される。なお、これらの改正は全て法律婚を対象とするものである。

図表 8 相続法の改正概要

項目	主な内容
<b>配偶者の居住の権利</b>	
配偶者居住権	被相続人の配偶者は、被相続人が所有する建物に相続開始時に居住していた場合、居住建物全部について、無償で使用及び収益をする権利を取得する。遺産分割、遺贈で定める必要がある。 ただし、被相続人が相続開始時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合は、この限りでない。 配偶者居住権の存続期間は、原則として配偶者の終身の間とする。 居住建物の所有者は、配偶者居住権を取得した配偶者に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。
配偶者短期居住権	被相続人の配偶者は、被相続人が所有する建物に相続開始時点で無償で居住していた場合には、一定期間、居住建物について無償で使用する権利(居住建物の一部のみを無償で使用していた場合にあっては、その部分について無償で使用する権利)を有する。 ただし、被相続人が相続開始時に居住建物に係る配偶者居住権を取得した時、又は相続権を失ったときは、この限りでない。
<b>遺産分割等に関する見直し</b>	
婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈・贈与	婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用建物またはその敷地について(所有権または配偶者居住権を)遺贈・贈与した場合、特別受益の持ち戻しの規定を適用しない意思表示をしたものと推定する。
遺産の分割前における預貯金債権の行使	各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち一定額については、単独でその権利を行使することができる。
遺産の一部分割	遺産分割手続きにおける一部分割について明文化。
遺産分割前に処分された遺産の範囲	遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人全員の同意があれば、当該財産が遺産分割時に遺産として存在するものと見なすことができる。
<b>遺言制度に関する見直し</b>	
自筆証書遺言の方式の緩和 自筆証書遺言の保管制度の創設	自筆証書遺言と一体のものとして相続財産の目録を添付する場合、目録については自書することを要しない。 遺言書の保管に関する事務は、法務局が遺言書保管所としてつかさどる。遺言保管所における事務は、遺言保管官が取り扱う。 遺言者は、遺言書保管官に対し、自筆証書遺言の保管の申請をすることができる。 遺言者の相続人、受遺者、遺言執行者などは、遺言書の閲覧、遺言書情報証明書の交付、遺言書保管事実証明書の交付を請求できる。 遺言書保管官は、遺言書情報証明書を交付又は遺言書を閲覧させたときは、当該関係遺言書を保管している旨を遺言者の相続人などへ通知するものとする。 遺言書保管所に保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認の適用除外とする。
遺贈義務者の引き渡し義務等 遺言執行者の権限の明確化	遺贈義務者は遺贈の目的物が特定物又は権利を、相続開始時の状態で引き渡し義務を負うものとする。 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。 預貯金が遺産の分割法の指定として承継された場合、遺言執行者は対抗要件を備えるために必要な行為、預貯金の払い戻しの請求、預貯金契約の解約の申し入れができる。 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。
<b>遺留分制度に関する見直し</b>	
遺留分の帰属及びその割合等 遺留分の算定方法の見直し	遺留分の帰属及びその割合を規定。遺留分を算定するための財産の価額を規定。 相続人に対する贈与は、相続開始前10年間にされた贈与に限り算入する。
遺留分侵害額の請求	遺留分権利者は受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができるものとする。遺留分侵害額の算定方法を規定。
受遺者又は受贈者の負担額	受遺者又は受贈者の遺留分侵害額の負担額を規定。 遺留分侵害額請求を受けた受遺者又は受贈者が遺留分権利者の承継債務を消滅させる行為をした場合、意思表示により、消滅した債務額の限度で負担する債務を消滅させることができる。
<b>相続の効力等に関する見直し</b>	
共同相続における権利の承継の対抗要件	法定相続分を超える権利の承継は、取得方法にかかわらず、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。
相続分の指定がある場合の債権者の権利行使	相続分の指定がされた場合でも、債権者は法定相続分に応じて権利を行使することができる。
遺言執行者がある場合における相続の行為の効果等	遺言執行者がある場合、遺言の執行を妨げる相続人の行為は無効とする。
<b>特別の寄与</b>	
相続人以外の者の貢献	被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(注)は、相続開始後、相続人に対して寄与に応じた額の金銭を請求できる。

(注) 親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族を指す。

(出所) 「民法及び家事事件手続き法の一部を改正する法律案」「法務局における遺言書の保管等に関する法律案」より野村資本市場研究所作成

## IV 金融機関への示唆

わが国では人口動態上、「少産少死」の時代から「少産多死」の時代に入っている。厚生労働省「人口動態統計（確定数）」によると 2016 年年間死亡者数は 131 万人と過去最多であり、今後も増加が続くと見込まれている。それと共に、相続資産市場の拡大も見込まれており、多くの金融機関では相続資産市場を重要な戦略市場に位置づけている。本稿で述べた相続制度をめぐる新たな動きには、金融機関も注目しておくべきである。

相続税については、2015 年からの改正では、現行制度の下では初めて基礎控除額が引き下げられたため、相続税の課税割合は増加し、2015 年に続き 2016 年も過去最高を更新した。課税割合が増加した地域は、大都市圏のみならず地方圏でも増えており、総じて相続税改正の影響は更に広がっている。このことは、あらかじめ相続税課税に備えておくべき階層が超富裕層だけでなく、金融機関の顧客数が多いマス富裕層へと広がってきたことを示唆している。

相続法については、今般の約 40 年ぶりの改正では、残された配偶者が生活に困窮することを防ぐための仕組み作りが進められることになった。高齢社会の実情に合わせ、遺留分侵害額請求権や預貯金の仮払い制度など、相続をめぐる揉め事を回避しやすくする仕組みも整えられた。相続人以外の親族に対しても、故人の介護をめぐり認められにくい部分を補うような配慮もなされた。この他、自筆証書遺言を法務局で保管及び情報の管理を行う制度が新設されるが、これは制度の利便性を高め、個々人にとっては自らの意思の遺し方の選択肢が広がることになる。金融機関にとっても、これらの制度改正に早めに備えておくことは、顧客の相続をめぐる揉め事を減らし、相続人世代との取引を深めることに注力しやすくなることにもつながろう。

総じてこれらの改正により、多くの人に影響が及ぶことになり、相続を意識する人も一層増えていると考えられる。金融機関では、このような個人顧客側での意識の高まりを踏まえ、相続税および相続法の改正に係る正確な情報を提供することと、その上で、相続・贈与をめぐる顧客の金融ニーズを丁寧に引き出し、個々人の事情を踏まえた適切な提案を行うことが重要である。高齢社会で顧客に選ばれる金融機関になるためには、顧客が抱える悩みに対して顧客目線で応えていく真摯な取組みが求められている。